

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 11 月 12 日

株式会社ウェルディッシュ

2025 年 11 月 12 日

株式交換に関する事前開示書類

東京都港区白金台 5 丁目 18 番 9 号
株式会社ウェルディッシュ
代表取締役 小松 周平

株式会社ウェルディッシュ（以下、「当社」といいます）は、株式会社 IMG ホールディングス（以下、「IMG」といいます）との間で、2025 年 10 月 14 日付で締結した株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます）に基づき、2025 年 12 月 11 日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、IMG を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することとしました。

本株式交換に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条の規定により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）
本株式交換契約の内容は別紙 1 のとおりです。
2. 本株式交換の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）
別紙 2 のとおりです。
3. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）
 - （1）IMG の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 3 のとおりです。
 - （2）IMG の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - （3）IMG において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
IMG は、当社との間で、2025 年 10 月 14 日に本株式交換契約を締結しました。
本株式交換契約の内容は、上記「1. 本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。
5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）
当社は、2025 年 10 月 14 日開催の取締役会において、IMG との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日に本株式交換契約を締結しました。
本株式交換契約の内容は、上記「1. 本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。
6. 本株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

— 株式交換契約書 —

2025 年 10 月 14 日

株式交換契約書

株式会社ウェルディッシュ（以下「甲」という。）及び株式会社 IMG ホールディングス（以下「乙」という。）は、2025 年 10 月 14 日（以下「本締結日」という。）付けで、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

本契約の当事者は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、本効力発生日時点において甲の保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号並びに住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号並びに住所は次のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社ウェルディッシュ

住所：東京都港区白金台五丁目 18 番 9 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社 IMG ホールディングス

住所：大阪市淀川区西中島五丁目 14 番 5 号

第 3 条（本効力発生日）

- 1 本株式交換の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2025 年 12 月 11 日とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、本契約の当事者は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、協議の上、合意で本効力発生日を変更することができる。

第 4 条（本株式交換の対価）

- 1 甲は、本株式交換に際して甲の普通株式 6,000,000 株（以下「本株式」という。）を発行し、本効力発生日に、本効力発生日の最終の乙の株主名簿に記載された乙の株主に対して、その所有する乙の株式 1 株につき甲の普通株式 5,639 株の割合をもって、本株式を割当交付する。

- 2 前項の規定に従い甲が乙の株主に対し割当てすべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第5条（増加する資本金及び資本準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が定める金額とする。

第6条（株式交換契約承認）

甲及び乙は、本効力発生日までに、本株式交換に必要な株主総会の承認を得るものとする。

第7条（善管注意義務）

本契約の当事者は、本締結日から本効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に協議し、合意の上、実行するものとする。

第8条（株式交換条件・解除及び補償）

本契約の当事者は、本締結日から本効力発生日に至るまで、天変地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合等本株式交換の達成が困難となった場合には、協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（誠実協議）

本契約の当事者は、本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決するものとする。

第10条（管轄裁判所）

本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約の正本2通を作成し、各当事者は、各自記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月14日

甲：東京都港区白金台五丁目18番9号
株式会社ウェルディッシュ
代表取締役 小松周平

乙：大阪府大阪市淀川区西中島五丁目14番5号
株式会社IMGホールディングス
代表取締役 安井 浩倫

別紙2 本株式交換の対価の相当性に関する事項

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	IMG (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率 (株式交換比率)	1	5,639
本株式交換により交付する 株式数	当社普通株式：6,000,000株	

(注1) 株式の割当比率

当社は、IMGの普通株式1株に対して、当社普通株式5,639株を割当交付します。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式総数6,000,000株を新たに発行することにより割当交付する予定です。なお、2025年8月31日現在における当社発行済株式総数21,787,001株（議決権数217,832個）を分母とする希薄化率は27.54%（議決権ベースで27.54%）に相当します。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の公平性・妥当性を確保するため、当社及びIMGから独立した第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティングを選定し、IMGの株式価値の算定を依頼しました。算定機関から提出を受けたIMGの株式価値の算定結果を参考に、及び対象会社に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、IMGの財務状況や将来の見通し等を総合的に勘案し、当事者間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であると判断しました。

② 算定に関する事項

a. 算定機関の名称並びに当社及びIMGとの関係

株式会社プルータス・コンサルティングは、当社及びIMGから独立した算定機関であり、当社及びIMGの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係は有しません。

b. 算定の概要

当社は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2025年10月8日を算定基準日とし、算定基準日

を含む直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均法に基づき算定)を用いて算定いたしました。算定された株価は、直近1ヶ月間687.45円、直近3か月間648.98円及び直近6か月間648.19円です。

その結果、当社株式の1株当たり株式価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定方式	算定結果
市場株価平均法	648.19円～687.45円

一方、IMGについては、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、将来の事業活動の状況等の評価に反映するため、DCF法を採用いたしました。なお、株式会社プルート・コンサルティングがDCF法の採用にあたり前提としたIMGの財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には2025年7月期に前年度対比で127%増となる2,240百万円の売上高及び同前年度対比214%増となる377百万円の営業利益の増加を各社の事業計画で見込んでおります。

その結果、2025年10月8日付の株価算定報告書によればIMG株式の1株当たりの株式価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定方式	算定結果
DCF法	3,615,715円～5,165,307円

株式会社プルート・コンサルティングは、IMGの株式価値の算定に際し、当社及びIMGから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。

IMGの持つ強みとしては、医療施設及び福祉施設向けに経営・事業再編及び向上のコンサルティング業務の分野において堅調な拡大実績を有しております。IMGが有するクライアント先及び新しく開拓されるクライアント先で従来の医療事業経営のコンサルティングに加え、食サービスに関するアドバイス機能を付与することによって、両社の相乗効果が期待され、更なる業績の向上、拡大に繋がるものと判断しております。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、当社は株式交換完全親会社となり、また株式交換完全子会社となるIMGは非上場のため、該当事項はありません。

(4) 公平性を担保するための措置

当社は、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換の公正性を担保するために、当社及びIMGから独立した第三者算定機関として株式会社プルート・コンサルティングを選定し、本株式交換に用いる本株式交換比率の合意の基礎とすべくIMGの株式価値の算定書を受領してお

ります。なお、当社は、第三者算定機関から、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換に関する法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選定し、本株式交換の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程について、法的な観点から助言を得ております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、当社及び IMG から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社の取締役会における本株式交換契約の締結に関する議案は、当社の取締役（IMG の代表取締役を兼務し、かつ IMG の株主である安井浩倫氏を除きます。）の全員一致により承認可決されております。なお、安井浩倫氏（当社社外取締役（監査等委員）兼 IMG 代表取締役兼 IMG 株主）は、特別利害関係者として、利益相反を回避する観点から、当社の取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加しておりません。

2. 本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び資本準備金の額については、会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が決定します。この取り扱いは、本株式交換後の当社の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると考えております。

別紙3 IMGの最終事業年度に係る計算書類等

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

令和6年8月1日から令和7年7月31日まで

I. 事業の概要

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度において当社の事業概要と致しましては、本年度の売上が前期（売上高：17億6,481万円）比127%の22億4,076万円となりました。営業利益に関しては前期（営業利益：1億7616万円）比214%の3億7,760万円となり、売上、営業利益とも大幅な増収増益となりました。売上増収の主な要因としては、事業承継による業務受託関連や承継・譲渡手数料での収入となります。営業利益増益の主な要因としては、事業拡大に伴う人件費増加や物価高騰による諸経費増加の影響があったものの、売上増加が大きく寄与しております。

2. 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の主なものは、次のとおりです。（単位：円）

	勘定科目	内容	金額
1	車両運搬具	GLS450 d 4MATIC	16,782,760
2	器具備品	高圧洗浄加湿装置	562,100
3	ソフトウェア	経営情報システム	10,780,000

3. 資金調達の状況

項目	前会計期間	当会計期間	増減
短期借入金	2,622,990,588	3,273,990,588	651,000,000
長期借入金	528,040,000	497,200,000	▲30,840,000

4. 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第3期 自 令和4年8月 至 令和5年7月	第4期 自 令和5年8月 至 令和6年7月	第5期（当期） 自 令和6年8月 至 令和7年7月
売上高	1,072,890,493 円	1,764,815,340 円	2,240,760,300 円
経常利益	11,400,408 円	120,898,818 円	272,395,928 円
当期純利益	14,348,309 円	81,541,632 円	413,327,905 円
1株当たり当期純利益	14,348 円 30 銭	81,541 円 63 銭	413,327 円 90 銭
総資産	1,948,953,785 円	4,173,449,297 円	5,059,430,518 円
純資産	35,168,473 円	116,710,105 円	530,038,010 円

5. 重要な親会社の状況
該当事項はありません。

II. 会社の概要(令和7年7月31日現在)

1. 主要な事業内容
 - ハンズオン支援事業
 - コンサルティング事業
 - 事業承継 (M&A)
 - 医療従事者紹介 (主に、医師及び看護師等)
2. 主要な事業所
 - 本社 (大阪市淀川区西中島 5-14-5 ニッセイ新大阪南口ビル 6F)
 - 支社 (東京都中央区八重洲 2-1-1 YANMARTOKYO 5F)

3. 株式の状況

株主名	当社への出資状況		当社の当該大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
株式会社 Medical Management Consulting	910 株	91.0%	—	—
安井 浩倫	60 株	6.0%	—	—
宇都宮由生	20 株	2.0%	—	—
杉山 亮太	10 株	1.0%	—	—

※報告日時点

4. 企業結合の状況
該当事項はありません。

5. 主要な借入先

借入先	借入残高	借入先が有する当社株式数・持ち株比率
アクリーティブ㈱	490,990,588 円	
NS パートナーズ㈱	2,783,000,000 円	
東北銀行	497,200,000 円	
合 計	3,771,190,588 円	—

6. 従業員の状況

区 分	当期末従業員数
男	30 名
女	13 名
合 計	43 名

7. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役	安井浩倫	弁護士
取 締 役	杉山亮太	
取 締 役	宇都宮由生	
監 査 役	山本一貴	

8. 新株予約権の内容

当該事項はありません。

III. その他企業集団の現状に関する重要な事実

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(令和7年7月31日現在)

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流 動 資 産 】	【3,519,296,059】	【 流 動 負 債 】	【3,633,145,308】
現金及び預金	926,161,848	買 掛 金	22,770,000
立 替 金	5,240,675	短 期 借 入 金	3,273,990,588
短 期 貸 付 金	2,398,478,180	1年以内返済長期借入金	30,840,000
未 収 入 金	160,000,000	未 払 金	171,612,888
前 払 費 用	4,570,356	1年以内返済長期未払金	3,436,800
前 払 家 賃	24,845,000	未 払 費 用	14,903,150
【 固 定 資 産 】	【1,540,134,459】	未 払 法 人 税 等	210,000
(有形固定資産)	(586,392,917)	未 払 消 費 税 等	52,829,300
建 物	331,387,742	前 受 金	58,682,800
建物付属設備	152,992,676	預 り 金	3,869,782
構 築 物	2,761,323	【 固 定 負 債 】	【896,247,200】
車 両 運 搬 具	18,115,938	長 期 借 入 金	466,360,000
工 具 器 具 備 品	3,691,108	長 期 未 払 金	13,087,200
土 地	77,444,130	長期預り保証金	416,800,000
(無形固定資産)	(11,880,000)	負 債 合 計	4,529,392,508
ソフトウェア	11,880,000	純 資 産 の 部	
(投資その他の資産)	(941,861,542)	【 株 主 資 本 】	【530,038,010】
関係会社株式	382,790,000	資 本 金	10,000,000
保 険 積 立 金	6,773,056	利 益 剰 余 金	(520,038,010)
預 託 金	44,260	その他利益剰余金	520,038,010
長 期 貸 付 金	2,000,000	繰越利益剰余金	520,038,010
長 期 前 払 費 用	1,322,860		
会 員 権	3,025,000		
繰延税金資産	190,598,476		
差 入 保 証 金	316,160,000		
敷 金	39,147,890		
		純 資 産 合 計	530,038,010
資 産 合 計	5,059,430,518	負債及び純資産合計	5,059,430,518

損 益 計 算 書

(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日) (単位： 円)

科 目	金 額
【 売 上 高 】	2,240,760,300
【 売 上 原 価 】	1,055,624,000
売 上 総 利 益	1,185,136,300
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】	
販売費及び一般管理費合計	807,533,608
営 業 利 益	377,602,692
【 営 業 外 収 益 】	
受 取 利 息	3,713,892
受 取 配 当 金	4,519,293
受 取 手 数 料	11,906,195
雑 収 入	337,380
営業外収益合計	20,476,760
【 営 業 外 費 用 】	
支 払 利 息	125,274,976
雑 損 失	408,548
営業外費用合計	125,683,524
経 常 利 益	272,395,928
【 特 別 利 益 】	
固定資産売却益	543,501
特別利益合計	543,501
【 特 別 損 失 】	
その他特別損失	50,000,000
特別損失合計	50,000,000

税引前当期純利益		222,939,429
法人税、住民税及び事業税		210,000
法人税等調整額		-190,598,476
当期純利益		413,327,905

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 令和6年8月1日 至 令和7年7月31日)

(単位： 円)

【株主資本】			
資 本 金	前期末残高		10,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		10,000,000
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金	前期末残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		0
資 本 剰 余 金 合 計			
	前期末残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		0
利 益 剰 余 金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高		106,710,105
	当期変動額	当期純利益金額	413,327,905
	当期末残高		520,038,010
利 益 剰 余 金 合 計			
	前期末残高		106,710,105
	当期変動額		413,327,905
	当期末残高		520,038,010
株 主 資 本 合 計			
	前期末残高		116,710,105
	当期変動額		413,327,905
	当期末残高		530,038,010
純 資 産 の 部 合 計			
	前期末残高		116,710,105
	当期変動額		413,327,905
	当期末残高		530,038,010

I：重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）によっております。

(2) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

II：貸借対照表等に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 0 円

短期金銭債務 0 円

長期金銭債権 0 円

長期金銭債務 0 円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 123,019,354 円

III：損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高 0 円

支払利息等 0 円

IV：株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 1,000 株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び数

該当なし

(3) 配当に関する事項

該当なし

(4) 当事業年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当なし

監査役監査報告

株式会社 IMG ホールディングス

監査役 山本 一貴

第5期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監査方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、監査を実施しました。監査にあたっては、総務部及び経理部の職員を補助として使用して調査等を行いました。具体的には、取締役会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当社の取締役等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

2 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当社の状況を正しく表示しています。

(2) 取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての取締役会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。

(4) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容及び当社と当社の親会社等との間の取引にかかる事項等についても、指摘すべき事項はありません。

(5) 計算書類とその附属明細書は当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しています。

3 追記情報

特にありません。

以 上